

(1) 各種大会開催費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、本協会加盟競技団体及び関係団体が開催する各種大会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(金額の決定)

第2条 競技力向上委員会で種目と補助金の額を審査し、その結果に基づき本協会会長（以下「会長」という。）が決定する。

(補助対象)

第3条 補助対象事業は加盟団体及び関係団体並びに会長が認める団体が開催する大会（以下「大会」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとし、補助金額は定額とする。ただし、実績報告において決算額が補助金額に達しない場合は、その差額を返納するものとする。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 通信運搬費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) その他競技会運営に要する経費

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式1-1）を会長あてに提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、競技力向上委員会の審査結果に基づき、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

- 2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の交付)

第7条 この補助金は概算払いとする。

- (2) 補助金交付請求書は様式3のとおりとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) この要綱の規定に従うこと。
- (2) 天災地変やその他の事情により大会の全部又は一部を継続する必要がなくなつたとき、補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）の事情等

により大会を開催できなくなったときは、補助金の交付の決定の一部を取消し又はその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがある。

- (3) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、会長の承認を受けること。ただし、次に規定する軽微な変更については、この限りでない。

ア 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更

イ 事業計画における「種目・種別」間のいずれか低い額の20%以内の変更

- (4) 補助事業を中止し又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は補助金が不当に使用され若しくは会計に不明な点があるときは、補助金の一部、又は全部の返還を命ずることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書(様式4-4)を添付して会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 会長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し補助金の交付目的に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し)

第11条 補助事業者がこの要綱に定める事項を履行しないとき、又は事業運営内容が適当でないと会長が認めたときは、補助金の交付を取消し、既に交付している補助金があるときは、その補助金の返還を命ずることがある。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。
- 2 平成23年6月10日一部改正
- 3 平成24年5月7日一部改正
- 4 平成25年4月1日一部改正
- 5 平成26年4月1日一部改正
- 6 平成26年6月10日一部改正
- 7 平成27年3月12日一部改正
- 8 平成28年3月10日一部改正
- 9 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。